

四日市市告示第 191 号

四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 2 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱（平成 1 8 年四日市市告示第 3 7 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

日常生活用具給付事業対象種目

区分	種目	対象者		性能	対 象 年 齢	耐 用 年 数	基準額
		<u>障害者手帳所持者</u>	難病患者等				
介 護・ 訓練 支援 用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者	寝たきりの状態にある者	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	学 齡 児 以 上	8 年	<u>1 6 9 ,</u> <u>4 0 0</u>
	特殊マット	下肢若しくは体幹機能障害 1 級（障害児の場合は 2 級以上）又	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	3 歳 以 上	5 年	<u>2 1 , 5</u> <u>6 0</u>

	は知的障害 A の者					
エアー マット	下肢又は 体幹機能 障害 1 級 で、常時 介護を要 する者  【所得稅 非課稅世 帯】	—	褥瘡を予防する 効果があるもの (ただし、送風 機付きのものに 限る。)	1 8 歳 以 上	1 回 限 り	<u>90,640</u>
特殊尿 器	下肢又は 体幹機能 障害 1 級 で、常時 介護を要 する者	自力で排尿で きない者	尿が自動的に吸 引されるもの で、障害者 (児)又は介護 者が容易に使用 できるもの	学 齡 以 上	5 年	<u>73,700</u>
入浴担 架	下肢又は 体幹機能 障害 2 級 以上で、 入浴に介 助を要す る者	—	障害者(児)を 担架に乗せたま まりフト装置に より入浴させる もの	3 歳 以 上	5 年	<u>90,640</u>
体位変 換器	下肢又は 体幹機能 障害 2 級 以上で、 常時介護 を要する 者	寝たきりの状 態にある者	介護者が障害者 (児)の体位を 変換させるのに 容易に使用でき るもの	学 齡 以 上	5 年	<u>16,500</u>

	移動用 リフト	下肢又は 体幹機能 障害２級 以上の者	下肢又は体幹 機能に障害が ある者	介護者が障害者 (児)を移動さ せるにあたっ て、容易に使用 できるもの。た だし、天井走行 型その他住宅改 修を伴うものを 除く。	3 歳 以 上	4 年	<u>174,</u> <u>900</u>
	訓練用 ベッド	—	下肢又は体幹 機能に障害が ある者	腕又は脚の訓練 ができる器具を 備えたもの	6 歳 以 上	8 年	<u>175,</u> <u>120</u>
自立 生活 支援 用具	浴槽 (湯沸 器を含 む)	下肢又は 体幹機能 障害２級 以上の者	—	障害者(児)が 容易に使用でき るもの	学 齡 児 以 上	8 年	<u>100,</u> <u>100</u> 個別給付 浴槽 <u>64, 1</u> <u>30</u> 湯沸器 <u>55, 0</u> <u>00</u>
	入浴補 助用具	下肢又は 体幹機能 障害があ り、入浴	入浴に介助を 要する者	入浴時の移動、 座位の保持、浴 槽への入水等を 補助でき、障害	3 歳 以 上	8 年	<u>99, 0</u> <u>00</u>

	に介助を要する者		者（児）や介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。			
便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の者	常時介護を要する者	障害者（児）や介護者が容易に使用できるもの（手すりを付けることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	学 齢 児 以 上	8 年	便器 <u>4,900</u> 手すり付 き <u>6,000</u> 増
T 字杖、棒状の杖	平衡機能、下肢又は体幹機能障害がある者 【所得税非課税世帯】	—	障害者（児）が容易に使用できるもの	3 歳 以 上	4 年	<u>3,300</u> <u>0</u>
移動、移乗支援用具	平衡機能、下肢又は体幹機能障害があり、家庭内の移動等に	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ア 障害者（児）の身体機	3 歳 以 上	8 年	<u>66,000</u>

	<p>において介助を要する者</p>		<p>能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。</p> <p>ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>			
<p>頭部保護帽</p>	<p>次のいずれかに該当する者で、頻繁に転倒するもの</p> <p>【施設利用者も可】</p> <p>ア平衡、下肢又は体幹機能障害がある者</p> <p>イ知的障害 A の</p>	<p><u>精神障害があり、てんかんの発作等があるもの</u></p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの</p>	—	3年	<p>スポンジ、革製 <u>16, 720</u></p> <p>スポンジ、革、プラスチック製 <u>40, 430</u></p> <p>既製品 80%の範囲内</p>

	者					
電磁波 防護服	心臓機能 障害があ り、ペー スメーカ ー又は ICD等の 植え込み 手術を行 った者	—	ペースメーカー 又はICD等の不 適切作動を防止 する効果がある もの	—	5 年	<u>22,000</u>
特殊便 器	上肢障害 2級以上 又は知的 障害Aの 者	上肢機能に障 害がある者	温水、温風を出 すことができる もの。ただし、 取替えに当たり 住宅改修を伴う ものを除く。	学 齡 児 以 上	8 年	<u>166,320</u>
火災警 報器	身体障害 2級以上 又は知的 障害A で、火災 発生の感 知及び避 難が著し く困難な 者（障害 者のみの 世帯又は これに準 ずる世 帯）	難病患者等 で、火災発生 の感知及び避 難が著しく困 難な者（難病 患者等のみの 世帯又はこれ に準ずる世 帯） <b>【所得税非課 税世帯】</b>	室内の火災を煙 又は熱により感 知し、音又は光 を発し屋外にも 警報ブザーで知 らせることがで きるもの	—	8 年	<u>17,050</u>

	【所得 税 非課税世 帯】					
自動消 火器	身体障害 2級以上 又は知的 障害 A で、火災 発生の感 知及び避 難が著し く困難な 者（障害 者のみの 世帯又は これに準 ずる世 帯）  【所得 税 非課税世 帯】	難病患者等 で、火災発生 の感知及び避 難が著しく困 難な者（難病 患者等のみの 世帯又はこれ に準ずる世 帯）  【所得 税 非課 税世帯】	室内温度の異常 上昇又は炎の接 触で自動的に消 火液を噴射し、 初期火災を消火 できるもの	—	8 年	<u>31,5</u> <u>70</u>
電磁調 理器	視覚障害 2級以上 又は知的 障害 A の 者（視覚 若しくは 知的障害 者のみの 世帯又は これに準 ずる世	—	障害者が容易に 使用できるもの	1 8 歳 以 上	6 年	<u>45,1</u> <u>00</u>

		帯)					
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害 2級以上の の者	—	視覚障害者 (児)が容易に 使用できるもの	学 齡 児 以 上	1 0 年	<u>7,700</u>
	屋内信 号装置	聴覚障害 2級の者 (聴覚障 害のみの 世帯又は これに準 ずる世帯 で日常生 活上必要 と認めら れる世 帯)	—	音声等を視覚、 触覚等により知 覚できるもの	1 8 歳 以 上	1 0 年	<u>96,140</u>
在宅 療養 等支 援用 具	透析液 加温器	じん臓機 能障害が あり、自 己連続携 行式腹膜 灌流法 (CAPD) による透 析療法を 行う者	—	透析液を加温 し、一定温度に 保つもの	—	5 年	<u>56,650</u>
	ネブラ イザー (吸入	次のい れかに該 当する者	呼吸器機能に 障害がある者	障害者(児)や 介護者が容易に 使用できるもの	—	5 年	<u>39,600</u>



器)	ア 呼吸器機能障害3級以上の者 イ 音声機能障害があり、喉頭摘出した者					
電気式たん吸引器	次のいずれかに該当する者 ア 呼吸器機能障害3級以上の者 イ 音声機能障害があり、喉頭摘出した者	呼吸器機能に障害がある者	障害者（児）や介護者が容易に使用できるもの	—	5年	<u>62,040</u>
酸素ボンベ運搬車	<u>呼吸器機能障害がある者</u>	<u>医療保険における在宅酸素療法を行う者</u>	障害者や介護者が容易に使用できるもの	—	10年	<u>18,700</u>
体温計（音声式）	視覚障害2級以上の者（視	—	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	学 齡 児	5年	<u>9,900</u>

		覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)			以上	
	体重計	視覚障害2級以上の者(視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)	—	視覚障害者(児)が容易に使用できるもの	学 齡 児 以 上	5 年  <u>19,800</u>
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	次のいずれかに該当する者 ア 呼吸器機能障害がある者 イ 肢体障害2級以上で、呼吸の管理が必要な者	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者(児)及び介護者が容易に使用できるもの	—	5 年  <u>88,000</u> (ただし、人工呼吸器を装着する必要がある者は、 <u>173,250</u> )
情報・意思疎通	携帯用会話補助装置	次のいずれかに該当する者で、こと	—	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害	学 齡 児 以 上	5 年  <u>108,680</u>

支援 用具		ばの発声 が困難な もの ア 音声 機能又 は言語 機能障 害があ る者 イ 肢体 障害が ある者 (ただ し、言 語によ るコミ ュニケ ーショ ンが可 能な者 に限 る。)		者（児）が容易 に使用できるも の	上	
情報・ 通信支 援用具	視覚障害 又は上肢 機能障害 2級以上 の者	—		コンピューター の入力等が可能 となる周辺機器	学 齡 児 以 上	6 年 <u>165,</u> <u>000</u>
点字デ ィスプ レイ	視覚障害 及び聴覚 障害の重 度重複障 害者（原	—		文字等のコンピ ューターの画面 情報を点字等に より示すことの できるもの	1 8 歳 以 上	6 年 <u>421,</u> <u>850</u>

	則として 視覚障害 2級以上 かつ聴覚 障害2 級)					
点字器	視覚障害 2級以上 の者	—	点字板	学 齡 児 以 上	7 年	<u>11,4</u> <u>40</u>
点字タ イプラ イター	視覚障害 2級以上 の者	—	視覚障害者 (児)が容易に 操作できるもの	学 齡 児 以 上	5 年	<u>69,4</u> <u>10</u>
ポータ ブルレ コーダ ー	視覚障害 2級以上 の者	—	音声等により操 作ボタンが知覚 又は認識でき、 かつ、DAISY方式 等による録音及 び再生できる製 品で、視覚障害 者(児)が容易 に使用できるも の	学 齡 児 以 上	6 年	録音再生 機 <u>96,3</u> <u>10</u> 再生専用 機 <u>39,6</u> <u>60</u> テープレ コーダー <u>14,3</u> <u>00</u>
活字文 書読上 げ装置	視覚障害 2級以上 の者	—	文字情報と同一 紙面上に記載さ れた当該文字情	学 齡 児	6 年	<u>109,</u> <u>780</u>

			報を暗号化した 情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	以 上		
拡大読 書器	視覚障害 があり、 本装置に より文字 等を読む ことが可 能になる 者	—	画像入力装置を 読みたい印刷物 等の上に置くこ とで、簡単に拡大された画像 （文字等）をモニターに映し出 せるもの	学 齢 児 以 上	8 年	<u>217,</u> <u>800</u>
時計	視覚障害 2級以上 の者	—	視覚障害者が容易に使用できる もの	1 8 歳 以 上	1 0 年	<u>14, 6</u> <u>30</u>
視覚障 害者用 ラジオ	視覚障害 2級以上 の者	—	地上デジタル放送を受信できる ラジオで、障害者（児）が容易に使用できるもの	学 齢 児 以 上	6 年	<u>31, 9</u> <u>00</u>
音声 I C タグ レコー	視覚障害 2級以上 の者	—	日常生活用品等に取り付けたタグの情報を受信	学 齢 児	6 年	<u>43, 8</u> <u>90</u>

ダー			することによつて、あらかじめ録音した当該物品の名称その他の情報を知らせる音声を再生できるもので、障害者（児）が容易に使用できるもの	以 上		
通信装置 （FAX）	聴覚障害がある者又は発声・発語に著しい障害のある者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認められるもの  【所得税非課税世帯】	—	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、障害者（児）が容易に使用できるもの	学 齢 児 以 上	5 年	<u>33,000</u>
情報受信装置	聴覚障害がある者	—	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番	3 歳 以 上	6 年	<u>97,790</u>

			組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用できるもの	上		
人工喉頭	音声機能障害があり、喉頭摘出した者 【施設利用者も可】	—	—	—	5年	電動式 <u>77,110</u> 笛式 <u>5,500</u> 気管カニューレ付き <u>3,410</u> 増
人工内耳用音声信号処理装置（スピーチプロセ	聴覚障害があり、人工内耳を装着して5年以上が経過し、医療	—	—	—	5年	<u>220,000</u> ただし、民間保険を活用する場合は、装置

	ッサ)	保険の給付制度を利用して本装置の買い替えが出来ないと判断された者 【施設利用者も可】					に係る総費用額から保険会社が認定する額を差し引いた金額と <u>220,000</u> 円を比べていずれか低い額を基準額とする。
排泄管理支援用具	ストマ装具	ぼうこう又は直腸機能障害があり、ストマ装具を使用する者 【施設利用者も可】	—	最大6か月単位の給付とする。	—	—	蓄便袋 月額 <u>9,740</u> 蓄尿袋 月額 <u>12,800</u>
	収尿器	高度の排尿機能障害がある者 【施設利用者も可】	—	—	—	1年	<u>9,350</u>



住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢又は体幹機能障害3級以上の者（特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者）	下肢又は体幹機能に障害がある者	障害者（児）の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	学齢児以上	1回限り	200,000
-------	------------	--	-----------------	--------------------------------------	-------	------	---------

改正前

区分	種目	対象者		性能	対象年齢	耐用年数	基準額
		<u>難病患者等</u> <u>以外</u>	難病患者等				
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	寝たきりの状態にある者	原則として頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	学齢児以上	8年	<u>15</u> <u>4,000</u>
	特殊マ	下肢若しく	寝たきりの	褥瘡の防止、	3	5	<u>19,</u>

ット	は体幹機能障害 1 級（障害児の場合は 2 級以上）又は知的障害 A の者	状態にある者	失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	歳以上	年	<u>600</u>
エアーマット	下肢又は体幹機能障害 1 級で、常時介護を要する者 【所得税非課税世帯】	—	褥瘡を予防する効果があるもの（ただし、送風機付きのものに限る。）	18 歳以上	1 回限り	<u>82,400</u>
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級で、常時介護を要する者	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者（児）又は介護者が容易に使用できるもの	学齢児以上	5 年	<u>67,000</u>
入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、入浴に介助を要する者	—	障害者（児）を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの	3 歳以上	5 年	<u>82,400</u>
体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、常時介	寝たきりの状態にある者	介護者が障害者（児）の体位を変換させるのに容易に	学齢児以	5 年	<u>15,000</u>

		護を要する者		使用できるもの	上		
	移動用 リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	下肢又は体幹機能に障害がある者	介護者が障害者（児）を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	3歳以上	4年	<u>15</u> <u>9,0</u> <u>00</u>
	訓練用 ベッド	—	下肢又は体幹機能に障害がある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	6歳以上 18歳未満	8年	<u>15</u> <u>9,2</u> <u>00</u>
自立 生活 支援 用具	浴槽 (湯沸器を含む)	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	—	障害者（児）が容易に使用できるもの	学 齡 児 以 上	8年	<u>91,</u> <u>000</u> 個別給付 浴槽 <u>58,</u> <u>300</u> 湯沸器 <u>50,</u> <u>000</u>

入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害があり、入浴に介助を要する者	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）や介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	3歳以上	8年	<u>90,000</u>
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	常時介護を要する者	障害者（児）や介護者が容易に使用できるもの（手すりを付けることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	学齢児以上	8年	便器 <u>4,450</u> 手すり付き <u>5,400</u> 増
T字杖、棒状の杖	平衡機能、下肢又は体幹機能障害がある者 【所得税非課税世帯】	—	障害者（児）が容易に使用できるもの	3歳以上	4年	<u>3,000</u>
移動、移乗支	平衡機能、下肢又は体	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を	3歳	8年	<u>60,000</u>

<p>援用具</p>	<p>幹機能障害があり、家庭内の移動等において介助を要する者</p>		<p>有する手すり、スロープ等であること</p> <p>ア 障害者（児）の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。</p> <p>ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	<p>以上</p>		
<p>頭部保護帽</p>	<p>次のいずれかに該当する者で、頻繁に転倒するもの</p> <p>【施設利用者も可】</p> <p>ア 平衡、</p>	<p>—</p>	<p>転倒の衝撃から頭部を保護できるもの</p>	<p>—</p>	<p>3年</p>	<p>スポンジ、革製</p> <p><u>15,000</u></p> <p>スポンジ、革、プ</p>

	<p>下肢又は 体幹機能 障害があ る者</p> <p>知的障 害 A <u>又は</u> <u>精神障害</u> <u>があり、</u> <u>てんかん</u> <u>の発作等</u> <u>があるも</u> <u>の</u></p>					<p>ラ ス チ ック製 <u>36,</u> <u>750</u></p> <p>既製品 80% の範囲 内</p>
電磁波 防護服	<p>心臓機能障 害があり、 ペースメー カー又は ICD等の植 え込み手術 を行った者</p>	—	<p>ペースメーカ ー又は ICD 等 の不適切作動 を防止する効 果があるもの</p>	—	5 年	<p><u>20,</u> <u>000</u></p>
特殊便 器	<p>上肢障害 2 級以上又は 知的障害 A の者</p>	<p>上肢機能に 障害がある 者</p>	<p>温水、温風を 出すことがで きるもの。た だし、取替え に当たり住宅 改修を伴うも のを除く。</p>	学 齢 児 以 上	8 年	<p><u>15</u> <u>1,2</u> <u>00</u></p>
火災警 報器	<p>身体障害 2 級以上又は 知的障害 A で、火災発 生の感知及</p>	<p>難病患者等 で、火災発 生の感知及 び避難が著 しく困難な</p>	<p>室内の火災を 煙又は熱によ り感知し、音 又は光を発し 屋外にも警報</p>	—	8 年	<p><u>15,</u> <u>500</u></p>

	び避難が著しく困難な者（障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯） 【所得税非課税世帯】	者（難病患者等のみ の世帯又はこれに準ずる世帯） 【所得税非課税世帯】	ブザーで知らせることができるもの			
自動消火器	身体障害2級以上又は知的障害Aで、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯） 【所得税非課税世帯】	難病患者等で、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者（難病患者等のみ の世帯又はこれに準ずる世帯） 【所得税非課税世帯】	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	—	8年	<u>28,700</u>
電磁調理器	視覚障害2級以上又は知的障害Aの者（視覚若しくは知的障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	—	障害者が容易に使用できるもの	18歳以上	6年	<u>41,000</u>

	歩行時間延長 信号機 用小型 送信機	視覚障害2 級以上の者	—	視覚障害者 (児)が容易 に使用できる もの	学 齡 児 以 上	1 0 年	<u>7,000</u>
	屋内信 号装置	聴覚障害2 級の者(聴 覚障害のみ の世帯又は これに準ず る世帯で日 常生活上必 要と認めら れる世帯)	—	音声等を視 覚、触覚等 により知覚 できるもの	1 8 歳 以 上	1 0 年	<u>87,400</u>
在宅 療養 等支 援用 具	透析液 加温器	じん臓機能 障害があ り、自己連 続携行式腹 膜灌流法 (CAPD)に よる透析療 法を行う者	—	透析液を加 温し、一定 温度に保つ もの	—	5 年	<u>51,500</u>
	ネブラ イザー (吸入 器)	次のいずれ かに該当す る者 ア 呼吸器 機能障害 3級以上 <u>又は同程 度の障害</u> の者	呼吸器機能 に障害があ る者	障害者(児) や介護者が 容易に使用 できるもの	—	5 年	<u>36,000</u>



	イ 音声機能障害があり、喉頭摘出した者					
電気式たん吸引器	次のいずれかに該当する者 ア 呼吸器機能障害3級以上 <u>又は同程度の障害</u> の者 イ 音声機能障害があり、喉頭摘出した者	呼吸器機能に障害がある者	障害者（児）や介護者が容易に使用できるもの	—	5年	<u>56,400</u>
酸素ボンベ運搬車	<u>医療保険に</u> おける在宅酸素療法を行う者	—	障害者や介護者が容易に使用できるもの	—	10年	<u>17,000</u>
体温計（音声式）	視覚障害2級以上の者（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	—	視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	学齢児以上	5年	<u>9,000</u>
体重計	視覚障害2	—	視覚障害者	学	5	<u>18,</u>

		級以上の者 (視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯)		(児)が容易に使用できるもの	年齢以上	年	<u>000</u>
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	次のいずれかに該当する者 ア 呼吸器機能障害がある者 イ 肢体障害2級以上で、呼吸の管理が必要な者	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者(児)及び介護者が容易に使用できるもの	—	5年	<u>80,000</u> (ただし、人工呼吸器を装着する必要がある者は、 <u>157,500</u> )
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	次のいずれかに該当する者で、ことばの発声が困難なもの ア 音声機能又は言語機能障害がある者 イ 肢体障害がある	—	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者(児)が容易に使用できるもの	学齢以上	5年	<u>98,800</u>

	者（ただし、言語によるコミュニケーションが可能なる者に限る。）					
情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢機能障害２級以上の者	—	コンピューターの入力等が可能となる周辺機器	学 齢 児 以 上	6 年	<u>15</u> <u>0, 0</u> <u>00</u>
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級）	—	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	1 8 歳 以 上	6 年	<u>38</u> <u>3, 5</u> <u>00</u>
点字器	視覚障害２級以上の者	—	点字板	学 齢 児 以 上	7 年	<u>10,</u> <u>400</u>
点字タイプライター	視覚障害２級以上の者	—	視覚障害者（児）が容易に操作できるもの	学 齢 児 以 上	5 年	<u>63,</u> <u>100</u>

				上		
ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の者	—	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式等による録音及び再生できる製品で、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	学 齡 児 以 上	6 年	録音再生機 <u>87,</u> <u>550</u> 再生専用機 <u>36,</u> <u>050</u> テープレコーダー <u>13,</u> <u>000</u>
活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の者	—	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用できるもの	学 齡 児 以 上	6 年	<u>99,</u> <u>800</u>
拡大読書器	視覚障害があり、本装置により文	—	画像入力装置を読みたい印刷物等の上に	学 齡 児	8 年	<u>19</u> <u>8,0</u> <u>00</u>

	字等を読むことが可能になる者		置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	以上		
時計	視覚障害2級以上の者	—	視覚障害者が容易に使用できるもの	18歳以上	10年	<u>13,300</u>
視覚障害者用ラジオ	視覚障害2級以上の者	—	地上デジタル放送を受信できるラジオで、障害者（児）が容易に使用できるもの	学齢児以上	6年	<u>29,000</u>
音声ICタグレコーダー	視覚障害2級以上の者	—	日常生活用品等に取り付けたタグの情報を受信することによって、あらかじめ録音した当該物品の名称その他の情報を知らせる音声を再生できるもので、障害者（児）が容易	学齢児以上	6年	<u>39,900</u>

			に使用できるもの			
通信装置 (FAX)	聴覚障害がある者又は発声・発語に著しい障害のある者で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として本装置が必要と認められるもの  【所得税非課税世帯】	—	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器で、障害者（児）が容易に使用できるもの	学 齡 児 以 上	5 年	<u>30,</u> <u>000</u>
情報受信装置	聴覚障害がある者	—	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信	3 歳 以 上	6 年	<u>88,</u> <u>900</u>

			するもので、 聴覚障害者 (児)が容易 に使用できる もの			
人工喉 頭	音声機能障 害があり、 喉頭摘出し た者  【施設利用 者も可】	—	—	—	5 年	電動式 <u>70,</u> <u>100</u> 笛式 <u>5,0</u> <u>00</u> 気管カ ニユー レ付き <u>3,1</u> <u>00</u> 増
人工内 耳用音 声信号 処理装 置(スピー チプロセ ッサ)	聴覚障害が あり、人工 内耳を装着 して5年以 上が経過 し、医療保 険の給付制 度を利用して本装置の 買い替えが 出来ないと 判断された 者  【施設利用 者も可】	—	—	—	5 年	<u>20</u> <u>0,0</u> <u>00</u> た だ し、民 間保 険を 活用 する 場 合は、 装置 に係 る総 費用 額か ら保 険会 社が 認定 する 額

							を差し引いた金額と <u>200,000</u> 円 を比べていず れか低い額を 基準額とする。
排泄 管理 支援 用具	ストマ 装具	ぼうこう又は直腸機能障害があり、ストマ装具を使用する者 <b>【施設利用者も可】</b>	—	最大6か月単位の給付とする。	—	—	蓄便袋 月額 <u>8,858</u> 蓄尿袋 月額 <u>11,639</u>
	収尿器	高度の排尿機能障害がある者 <b>【施設利用者も可】</b>	—	—	—	1年	<u>8,500</u>
住宅 改修 費	居宅生 活動作 補助用 具	下肢又は体幹機能障害3級以上の者（特殊便器への取替	下肢又は体幹機能に障害がある者	障害者（児）の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改	学 齡 児 以 上	1 回 限 り	200,000



	えをする場 合は、上肢 障害 2 級以 上の者)		修を伴うもの			
--	-----------------------------------	--	--------	--	--	--

第 3 号様式を次のように改める。

ストマ装具給付申請書

四日市市長

年 月 日

次のとおり申請します。

申請者	住所	連絡先					
	フリガナ						
	氏名	印			生年月日	年 月 日	
	個人番号						
フリガナ					続柄		
給付申請に係る 児童氏名(18歳未満)					生年月日	年 月 日	
個人番号							
身体障害者手帳	第 号				用具名 (○で囲む)	蓄便袋 蓄尿袋 蓄便・蓄尿袋	
申請期間	年 月分 から 年 月分まで 2か月分 ・ 4か月分 ・ 6か月分 (○で囲む)						
配送方法							
業者名							
商 品 名 (メーカー、品番、品名、色、サイズなど商品が特定できる内容を記入)					必要数	単位 (箱・枚・個)	
備考 (商品の送付先、希望する配送時間帯、連絡事項など)							

(添付書類)

- 1 本人及び扶養義務者の所得・課税証明書(控除額の明細等全て記載のあるもの、同意により市で確認できる場合は不要)
- 2 用具の見積書
- 3 市長が必要と認める書類

提出先 四日市市役所

課

TEL

FAX



附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)